



次に、平成12年の改定で、報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に引き上げて行くことにしました。  
そして、平成37年度には、最終的に男女とも65歳からしか老齢厚生年金を受け取ることができなくなります。

この60歳から65歳までに受け取る老齢厚生年金のことを、65歳以降に受け取る本来の厚生年金と分けて、「特別支給の老齢厚生年金」というのです。

この年金、60歳から65歳までの経過措置的な「有期年金」なので、65歳以降の年金とは違います。  
受取開始年齢を遅らせても、年金額が増えることはありません。  
そして、60歳以降、頑張って会社で働く人にはつらい話なのですが、60歳以降も厚生年金に加入して働いている場合、年金額と給与(ボーナス含む)を合算した額が、限度額を超えると年金が減額されます。

ここで、友人たちは、額を計算して私はセーフ、あかん全然もらえへん、何、全額年金が停止される、私は今までなんのために高い保険料払ってきたんやと反応は様々です。  
私の場合はさてどうなるでしょうか。  
(自営業者は、関係ないんですね、これが)

#### ●西尾の解説

大雑把に、60歳から65歳の「特別支給の老齢厚生年金」のお話をしましたが、お分かりいただけましたか？

60歳～65歳の厚生年金は、有期年金、そして年齢階層別に支給開始年齢が遅くなってゆく、というものです。

この支給開始年齢は、生年で異なるのですが、女性のほうが男性より、少しだけ支給開始年齢が早いです。  
これは、女性の定年が55歳、男性60歳という時代があったからなのです。

男女雇用機会均等法ができる以前も以前、昭和40年代に、私が就職したころのお話ですが。  
なんと、私の就職した会社、女性の定年年齢が45歳でした。

今では、考えられないお話です。

---

#### ★トピックス～老齢厚生年金を受給するには～

老齢の年金はどのように受け取るのでしょうか？

まず、受け取ることができる年齢(60歳以降ですね)の誕生月の3か月ぐらい前に緑色のA4判の封筒に入った裁定請求書が送られてきます。

その裁定請求書、すでに印字されている部分も何箇所かあります。  
よくよくチェックして、間違いがあれば二重線を引いて訂正します。

年金を振り込む指定口座の欄には、金融機関の証明印をもらっておきます。  
\* 裁定請求書を直接社会保険事務所に提出する場合、振込口座の通帳を持参されればそれでOKです。  
この裁定請求書には、必要な添付書類についても記載されています。

ここで、ご注意！

添付書類(戸籍謄本等)の発行日は、誕生日の前日以降でなくてはなりません。あまり、前から用意しておいてもダメなのです。

また、転居して住所変更をしていないと、この裁定請求書が届きません。年金を受け取る年齢が近付いたら、この点も要チェックですよ！

~~~~~編集後記~~~~~

もう、明日は大文字の送り火です。

大文字が終わると、地藏盆。

地藏盆が終わると、京都の夏も終盤です。

蒸し暑さも、もう少しの辛抱。

この頃になると焦ります。

今年は、鱧食べてなかった。  
賀茂なすの田楽も食べてなかった。  
鮎の塩焼きとも面会してなかった。

いや、どうしよう！

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

